

JICA(OU)第1-05009号
2021年1月5日
2021年7月21日改訂
2022年2月3日改訂
2022年3月4日改訂
2022年5月18日改訂
2022年9月1日改訂
2023年6月13日改訂
調達・派遣業務部 契約第二課

草の根技術協力事業業務委託契約における 特例措置関連経費の取扱いについて

1. 背景・経緯

COVID-19蔓延の影響を受けて、2020年春以降、草の根技術協力事業業務委託契約の受託者に対しては、原則として業務地へ渡航しないように求めていましたが、その後当機構として、受託者の判断を尊重し同意を得た上で、順次業務地への渡航再開を求めることとなりました。また、2022年3月1日より、政府の水際対策が見直されたことを受け、本邦研修も再開しました。

本渡航再開に当たっては、渡航先国の出入国管理や国際航空便運航上の制約、機構が求める渡航人数の制限等があり、従来と比較して、特例的な経費の支出を認めなければ、適切な業務の実施が困難となっている状況です。

このため、本文書においては、再渡航と本邦研修再開に当たっての特例措置関連経費について以下に取りまとめました。受託者との情報共有にご利用下さい。

なお、本特例措置関連経費は、契約金額とは別に計上することをも認めるものです。そのため、適用の範囲は厳に制限される点、ご理解をお願いします。

2. 特例措置の期間

措置は2023年9月末までの経費について適用します。ただし、措置の対象期間を延期する場合があります。

3. 特例措置の内容（報酬）

報酬（従来の「直接人件費」）については、原則として業務内容の変更がない限り、その金額の変更は認めていません。

しかしながら、既に通知しているとおり、COVID-19蔓延の影響を受けて、現地業務を国内業務で代替する場合で、当該業務の業務効率が明らかに低下する場合には、これを理由として、業務内容の変更を伴わない業務従事人月、すなわち報酬金額の増加を例外的に認めています。

4. 特例措置の内容（直接経費）

（1）安全対策関連経費

草の根技術協力事業に係る業務委託契約約款17条（安全対策措置等）に当たる直接経費については、その計上／追加について可能である旨、業務実施ガイドラインで解説

しています。以下の経費については、安全対策措置等として計上・精算を認めます。

1) PCR検査関連費用

- ・ PCR検査関連費用については、草の根技術協力事業業務委託契約において現地に渡航する業務従事者、また委託先関係者が雇用する者、及び再委託先について計上・積算¹を認めます。PCR検査に伴う（国内での）宿泊費、陰性証明書発行料等も、対象とすることを認めます。

2) 必要書類の取得費用

- ・ COVID-19対策として先方政府から要求される書類があれば、その計上・精算を認めます。
- ・ なお、査証代については間接経費に含まれますので、追加経費計上の対象となりません。
- ・ PCR検査の陰性証明書は、上述1) PCR検査関連費用に含まれます。

3) その他先方政府等から要求されるコロナ対策関連経費

- ・ COVID-19対策として先方政府から要求される対策費用の計上・精算を認めます。

(2) 一時隔離関連経費

草の根技術協力事業に係る業務委託契約約款18条（天災その他の不可抗力の扱い）に当たる直接経費については、その計上／追加について可能である旨、業務実施ガイドラインで解説しています。以下の経費については、天災その他の不可抗力の扱いとして計上・精算を認めます。

1) 業務地における一時隔離関連経費

※以下は受託者の自主判断ではなく、先方政府が求めた場合にのみ適用されます。また「隔離期間」は各国の定義に合わせてください。

- ・ 「直接人件費」及び「日当・宿泊料」は、原則契約時の単価とします。宿泊費については、先方政府から隔離施設の指定があった場合は契約時の単価上限を超えて計上・精算を認めます。
- ・ 上記規定に基づき、業務地への入国に際し現地の法令等により一定期間の隔離が義務付けられている日数の「直接人件費（相当額の待機費用）」と「日当・宿泊料」の計上・精算を認めます。
- ・ また、必要に応じ隔離施設（ホテル）までのタクシー代等の「交通費」については「安全対策関連経費」として、実費の計上・精算を認めます。

¹ 金額の上限はありません。再委託先にPCR検査が必要な場合は、再委託契約に当該費用を含めることが可能です。

2) 隔離期間中の報酬/直接人件費相当額及び日当・宿泊料支給の考え方

	隔離期間中（本邦居住の業務従事者）	
	業務従事あり	業務従事なし
現地	・報酬（従来の「直接人件費」 ²⁾	・直接人件費相当額の待機費用 ・日当・宿泊料

業務従事の考え方

- (1) 業務地での隔離期間中は、「業務従事期間」としてカウントされません。しかしながら、当該隔離中に外出しなくても当該業務の現地業務人月を使用して実施できる業務に従事した場合、業務従事期間として「報酬」の対象となります。この場合、現地業務人月増を認めるものではありません。従って当該期間について、「報酬」または「直接人件費相当額の待機費用」のどちらかが支払われることとなります。
- (2) 国外に渡航している期間において、「当該契約の業務従事期間」、又は「隔離期間」のいずれにも当たらない現地滞在は、安全管理上の観点から認めません。

3) 留意事項

- ・ 政府が費用負担をしているにもかかわらず、JICA にも請求するといった、二重請求は厳禁です。
- ・ 政府指定の隔離施設に滞在し、政府が宿泊費及び食費(3食分)を負担する場合は、日当・宿泊費の計上はできません。
- ・ 隔離期間中、宿泊料が発生しない自宅、親族宅等に滞在する場合は、日当・宿泊料の支給対象外です。
- ・ 別添1の一時隔離関連経費確認フローチャートを活用し、正確な経費計上をお願いします。

(3) 新型コロナウイルスワクチン代の補助について

草の根技術協力事業業務委託契約において、業務従事者が渡航する際、また委託先関係者が雇用する者、及び再委託先³⁾が契約業務遂行に際し、新型コロナウイルスワクチン代は4,000円(税込)／回を上限に経費の計上・精算を認めます。ただし、無料ワクチンが利用できる場合は原則対象外で、居住国での接種を基本とします。

5. 業務地における別契約へのアサイン

現地への渡航が様々な理由で制約されていることを受け現地への渡航期間中に、JICAの別契約での業務に従事することも認めます。この場合、現地で「別契約の業務」を履行するに際し、別契約の国内業務人月を使用することが想定されますが、その場

²⁾ 「報酬（従来の直接人件費）」とは、業務委託契約の直接人件費で計上している現地業務の拘束日数（人月）および国内業務の稼働日数（人月）内で計上する報酬であり、四半期支出状況報告書/経費精算報告書では直接人件費に計上します。「直接人件費相当額の待機費用」とは、業務委託契約の直接人件費で計上している月額単価を用いて隔離期間の日数分計上する費用であり、隔離期間の日数は直接人件費の人月を消費せず、四半期支出状況報告書/経費精算報告書では特例措置関連経費として4. 特例措置関連経費の支払簿に計上します。

³⁾ 再委託契約に当該費用を含められます。

合、国内で業務を遂行した場合には発生しない「日当・宿泊料」も発生するため、別契約の「日当・宿泊料」を計上・精算してください。「別契約の(国内)業務」の対価は、別契約での「報酬」として計上されます。したがって、上記 4.(2)の直接人件費相当額の待機費用は支払われません。現地渡航中に別契約の業務を行う場合は、現地滞在期間を有効活用するため、一時隔離期間を活用することを推奨します。

【参考：別契約で支出できる費用の考え方】



6. 本特例措置に関する打合簿の締結及び計上方法について

1) 打合簿

- ・ 本文書に記載されている特例措置関連経費を適用するには、別添4の2者打合簿を締結し、その写しを調達・派遣業務部に送付してください。
- ・ (1) 安全対策関連経費の2) 必要書類の取得費用および3) その他コロナ対策関連経費については、先方政府等が要求していることが分かる情報を添付書類としてください。

2) 四半期支出状況報告書及び経費精算報告書

- ・ 四半期支出状況報告書及び経費精算報告書の総括表に「4. 特例措置関連経費」の欄を追加するとともに、様式に「支払簿（特例措置関連経費）」を追加しました。
- ・ 別表に従い、経費精算報告書の総括表および支払簿（特例措置関連経費）に関連費用を計上してください。

以上

別 表：特例措置関連費用一覧表

別添1.：業務従事者の一時隔離関連経費確認フローチャート

別添2.：本邦研修に関する特例措置関連経費について

別添3.：四半期支出状況報告書・経費精算報告書の特例措置関連経費追加

別添4.：打合簿

【よくある質問・問い合わせ事項】

- ・ 本特例措置関連経費には含まれませんが、例えば、セミナー開催時にカウンターパートや参加者のためにコロナ対策用マスクや消毒液等の用意が必要な場合、海外活動諸費で計上することが可能です。その計上可否は監督職員に相談してください。ただし、業務従事者分については間接経費からの支出となりますので海外活動諸費対象外になります。

・現地再委託関係者に対しては「4-(1)-1)PCR検査関連費用」、「4-(5)新型コロナウイルスワクチン代の補助について」以外の項目は適用されません。これらについては、これが再委託業務実施に不可欠である場合、再委託契約金額の中に含める形で計上することが可能です。

別表：特例措置関連経費一覧表

経費扱い文書での項目		使途	費用の発生場所	計上	上限額	証憑書類	備考
1 安全対策 関連 経費	1) PCR検査関連費用	PCR検査代	本邦	特例措置関連経費（国内）	70,000円税込	・領収書 ・渡航日、渡航スケジュール が分かる書類	1往復の上限額
			現地	特例措置関連経費（海外）			
		PCR検査のための宿泊費等	本邦	特例措置関連経費（国内）			
		陰性証明書	本邦	特例措置関連経費（国内）			
		現地	特例措置関連経費（海外）				
2) 必要書類の取得費用	上記1)以外の先方政府から要求されている必要書類	現地	特例措置関連経費（海外）	実費		領収書	
3) その他コロナ対策関連経費	上記1)、2)以外の先方政府からの要請に基づき必要となる費用	現地	特例措置関連経費（海外）	実費		領収書	
(2) 一時隔離関連経費	日当・宿泊	現地	特例措置関連経費（海外）	・日当・宿泊費は原則契約書で設定している単価/不要	不要		・旅費（その他）で2重計上されないよう注意。
				・先方政府から宿泊施設の指定があり契約書の単価を超える場合は実費	領収書		
	直接人件費相当額の待機費用	現地	特例措置関連経費（海外）	原則契約書で設定している単価	不要		
	隔離施設までの交通費	現地	特例措置関連経費（海外）	実費		領収書	
(3) 新型コロナワクチン接種に係る費用補助について	ワクチン接種（業務従事者）	居住国	居住国が日本の場合： 特例措置関連経費（国内）	条件を満たす場合、4,000円/回を上限目安とする。		領収書	
	ワクチン接種（現地業務補助員）						
	ワクチン接種（再委託先事業者）	現地	特例措置関連経費（海外）	条件を満たす場合、4,000円/回を上限目安とする。		再委託経費に含む	